

個人情報保護制度

I 制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

近年のコンピュータを中心とする情報処理技術・通信技術の発達にはめざましいものがあり、それを背景に情報化社会が一層進展し、高度化しつつあるが、その中で個人情報についても行政機関、民間事業者を問わず、大量かつ多種にわたって、集積・処理されるようになってきている。

このような情報化社会の進展は、サービスの向上等人々の生活を便利で豊かにする反面、個人に関する情報が本人の知らないうちに、本人の知らないところで収集・蓄積され、利用されているのではないか、また自分に関する誤った情報が蓄積され、それが利用されることによって思いがけない不利益を被っているのではないかなど、個人情報の取扱いに関する不安感を増大させている。

このため、このような個人情報の取扱いに関する県民の不安を取り除き、個人情報に関する県民の権利利益を保護することを目的として、平成4年10月から愛知県個人情報保護条例を全面施行した。

その後、①高度情報通信社会の進展の中で、個人情報保護の必要性と保護の在り方が大きく変化し、県民の個人情報保護に対する関心も高まっていること、②平成15年5月に個人情報の保護に関する法律始め関連5法が公布され、平成17年4月から全面施行されることになったことから、平成15年10月から平成16年3月にかけて個人情報保護審議会において、条例の改正すべき事項について審議がなされ、平成16年3月26日に答申が出された。

これを受けて、個人情報保護条例を全部改正し、平成17年4月1日から施行した。

その後、数度にわたって条例の一部改正を行い、現行条例を平成29年10月17日から施行している。

2 個人情報保護条例の概要

(1) 目的（第1条）

県政の適切な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(2) 実施機関（第2条第1号）

知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者、病院事業管理者及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人とする。

(3) 個人情報（第2条第2号）

個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号が含まれるものをいう。

(4) 要配慮個人情報（第2条第4号）

本人の人種、信条（思想及び信教を含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5) 保有個人情報（第2条第5号）

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、行政文書に記録されているものをいう。

(6) 特定個人情報（第2条第6号）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(7) 保有特定個人情報（第2条第7号）

特定個人情報であって、保有個人情報に該当するものをいう。

(8) 実施機関が取り扱う個人情報の保護

ア 個人情報の取扱いの制限

(ア) 個人情報（c及びdについては、特定個人情報を除く。）の収集の制限（第6条）

- a 事務の目的達成に必要な範囲内で収集する。
- b 適法かつ公正な手段により収集する。
- c 原則として本人から収集する（例外 第3項第1号から第10号まで）。
- d 原則として、要配慮個人情報のうち、信条（思想及び信教を含む。）に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報として実施機関が定めるものを収集しない（例外 第4項第1号から第3号まで）。

(イ) 個人情報の利用及び提供の制限（第7条）

a 個人情報（特定個人情報を除く。）

原則として、事務の目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない（目的外利用又は提供ができる場合 第2項第1号から第10号まで）。

b 特定個人情報

特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用してはならない。

ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であると認められるときは、特定個人情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために特定個人情報を利用することができる。

(ウ) 個人情報（特定個人情報を除く。）のオンライン結合による提供の制限（第9条）

公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認められるときを除き、実施機関以外のものに対するオンライン結合による提供をしてはならない。

(エ) 個人情報の適正な管理（第10条）

正確かつ最新の状態の保持、漏えい・滅失及び損傷の防止等の措置、不要情報の確実かつ迅速な廃棄又は消去をしなければならない。

(オ) 個人情報取扱事務の登録（第14条）

保有個人情報を取り扱う事務について、事務の名称及び目的、保有個人情報の項目、要配慮個人情報の有無等を登録する個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供する（例外 第1項第1号から第3号まで）。

イ 自己情報の開示、訂正及び利用停止

(ア) 開示請求権（第 15 条）

何人も、実施機関に対して、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に、次に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならない(第 17 条)。

a 法令等の定めるところにより、開示請求者に開示することができないと認められる情報(第 1 号 法令秘情報)

例：収用委員会の会議録

b 開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの(第 2 号 第三者個人情報)(例外 ただし書イからハマまで)

例：相談記録票

c 代理人に開示することにより、本人の権利利益を侵害するおそれがある情報(第 3 号 未成年者等情報)

例：法定代理人から虐待を受けている未成年者の児童記録

d 開示することにより、個人の評価、診断、選考、指導、相談等の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報(第 4 号 評価等情報)

例：精神保健福祉相談票

e 開示することにより、法人その他の団体又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報及び実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、当該事業者における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが合理的であると認められる情報(第 5 号 事業活動情報)

例：境界確定図

f 開示することにより、犯罪捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報(第 6 号 犯罪捜査等情報)

例：捜査関係事項照会、回答

g 県の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの(第 7 号 審議等情報)

例：面接評価票

h 県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの(第 8 号 行政運営情報)

(a) 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を

困難にするおそれ

(b) 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

(c) 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

(d) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(e) 地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

例：非違行為に関する報告書

(イ) 裁量的開示（第 19 条）

開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（法令秘情報を除く。）が記録されている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(ウ) 保有個人情報の存否に関する情報（第 20 条）

開示請求に対して、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(エ) 開示請求に対する措置（第 21 条、第 22 条）

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示するとき、又は全部を開示しないときは、その旨の決定を原則として開示請求があった日から起算して 15 日以内に行い、開示請求者に対して書面で通知しなければならない。

(オ) 第三者に対する意見書提出の機会の付与（第 25 条）

実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が含まれているときは、当該第三者に対し、意見書を提出する機会を与えることができる。

第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かなければならない。

(カ) 訂正請求権（第 29 条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、実施機関に対して、その訂正を請求することができる。

(キ) 利用停止請求権（第 37 条）

何人も、自己を本人とする保有個人情報が次のいずれかに該当すると思料するときは、実施機関に対して、それぞれの措置を請求することができる。

a 収集の制限（第 6 条）に違反して収集されたものであるとき、利用及び提供の制限（第 7 条）に違反して利用されているとき、特定個人情報の収集・保管の制限（番号利用法第 20 条）に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき

当該保有個人情報の利用の停止又は消去

- b 利用及び提供の制限（第7条）、オンライン結合による提供の制限（第9条）又は特定個人情報提供の制限（番号利用法第19条）に違反して提供されているとき

当該保有個人情報の提供の停止

(ク) 適用除外（第44条）

自己情報の開示、訂正及び利用停止の規定は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の規定が適用されない保有個人情報については適用しない。

(8) 愛知県個人情報保護審議会（第45条）

条例により、その権限に属させられた事項を行わせるため、及び個人情報の保護に関する事項について調査審議させるため、愛知県個人情報保護審議会を置く。同審議会は、救済機能的性格と運営審議機能的性格を併せ持った機関である。

(9) 事業者の保有する個人情報の保護（第48条から第51条まで）

ア 知事は、事業者が個人情報の適切な保護措置を講ずるよう指導助言等をする。

イ 県の出資法人のうち実施機関が定めるものは、実施機関の保有する個人情報の保護に関する施策に留意しつつ、必要な措置を講ずるように努めなければならない。

ウ 知事は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関する苦情相談の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

エ 知事は、事業者の保有する個人情報の取扱いに関し、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(10) 罰則（第55条から第59条まで）

個人情報の保護をより一層実効あるものとするため、実施機関の職員等が行う一定の行為に対し、刑事罰を課する。

保有個人情報に対する請求に係る事務の主な流れ

(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止)

